

所得税源泉徴収簿（数式付）
について

第2版

[ホウフリンク](#)

更新履歴

- 2013年07月24日
- 2014年11月21日

新規作成
リンクの変更

所得税源泉徴収簿（数式付）について

前提

これは、平成26年分の源泉徴収にのみ使用（平成27年に税務署に提出）できます。

給料・手当等の算出税額は、

[『月額表の甲欄を適用する給与等に対する税額の電算機計算の特例について』](#) (PDF)
[『月額表の乙欄を適用する給与等に対する税額の電算機計算について』](#) (PDF)

に、従って計算で求めています。

所得税源泉徴収簿（数式付）について

最初にやっておくこと

ダウンロード後、開いて“所属”“職名”“住所”“氏名”“生年月日”等を入力して、「ファイル」「名前を付けて保存」してください。

AL	AM	AN	AO	AP	AQ	AR	AS	AT	AU
		(フリガナ)	やまだ たろう						
氏名	山田 太郎								
	(生年月日)	昭和		55	年		3		

調整に基つき繰り越した過不足額

図 1: 氏名等の入力例

例) 山田太郎さんの平成26年分の源泉徴収簿の場合。



図 2: H26源泉徴収簿(山田太郎).ods

次に今保存したファイルを開いて、甲欄乙欄の選択をしてください。



図 3: 甲乙欄の選択

乙欄にする場合は、途中退職やメインとなる会社が他にあるなど、「扶養控除等申告書」を提出していない場合ですので、通常は甲欄で構いません。

所得税源泉徴収簿（数式付）について

給料・手当等と賞与等の入力

“支給月日” “総支給金額” “社会保険料等の控除額” “扶養親族等の数” “年末調整による過不足税額” を入力してください。

区分	月区分	支給月日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額
1	1	25	285,600	43,200	242,400	1	4,660
					0		0
	2	25	274,600	43,200	231,400	1	4,270
2					0		0
					0		0
3					0		0
					0		0

図 4: 支給月日や総支給額等の入力例

前提にもあるようにこの源泉徴収簿の「算出税額」は計算で求めています
が、一般的には、月額表を使用されることが多いのではないかと思います。
もし、月額表の税額を使用する場合は、保護はしていませんので、「算出
税額」欄にその値を入力して数式を上書きしてください。

注) 賞与の支給月が1月の場合、枠外の下方向にある『前年12月の控除後の給与』に入力をしてください。

賞与等	1	1	31	420,000	67,000	353,000	(税率 4%) 14,120		
						0	(税率 0%) 0		
						0	(税率 0%) 0		
						0	(税率 0%) 0		
						0	(税率 0%) 0		
						0	(税率 0%) 0		
	計		④	420,000	⑤	67,000	353,000	⑥	14,120

							扶養親族等
						前年12月の控除後の給与	234560
						賞与等の1の前月の給与	234560
						賞与等の2の前月の給与	0
						賞与等の3の前月の給与	0

図 5: 前年12月の控除後の給与の入力例

所得税源泉徴収簿（数式付）について

数式で求められる項目とそれ以外の項目

給料・手当等と賞与等を入力すると、灰色の部分には自動的に値が計算されます。灰色ではない部分には必要に応じて入力してください。

区 分	金 額	税 額
給与・手当等	① 560,200	③ 8,930
賞 与 等	④ 420,000	⑥ 14,120
計	⑦ 980,200	⑧ 23,050
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 330,200	配偶者の合計所得金額
社会保 険料等 控除額	給与等からの控除分(②+⑤) ⑩ 153,400	() 円
	申告による社会保険料の控除分 ⑪	() 円
	申告による小規模企業 共済等掛金の控除分 ⑫	⑩のうち小規模企業共 済等掛金の金額
生 命 保 険 料 の 控 除 額 ⑬		() 円
地 震 保 険 料 の 控 除 額 ⑭		⑪のうち国民年金保 険料等の金額
配 偶 者 特 別 控 除 額 ⑮		() 円
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控 除額及び障害者等の控除額の合計額		
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)	⑯ 153,400	
差引課税給与所得金額(⑨-⑯) 及び算出年税額	(1,000円未満切捨て) ⑰ 176,000	⑱ 8,800

図 6: 給与等が自動的に計算される

社会保 険料等 控除額	給与等からの控除分(②+⑤) ⑩ 153,400	
	申告による社会保険料の控除分 ⑪	
	申告による小規模企業 共済等掛金の控除分 ⑫	
生 命 保 険 料 の 控 除 額 ⑬	50,000	
地 震 保 険 料 の 控 除 額 ⑭		
配 偶 者 特 別 控 除 額 ⑮		
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控 除額及び障害者等の控除額の合計額		
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)	⑯ 203,400	
差引課税給与所得金額(⑨-⑯) 及び算出年税額	(1,000円未満切捨て) ⑰ 126,000	

図 7: 生命保険料の控除額の入力例

例)

- ⑬生命保険料の控除額…「給与所得者の保険料控除申告書」から転記。
- ⑮配偶者特別控除額…「給与所得者の配偶者特別控除申告書」から転記。